

美郷ブランドゆうき応援事業

堆肥の購入費用を助成します

美郷町堆肥センターの堆肥を使用して「特別栽培米」や「美郷ブランド10品目」を栽培・出荷した町内農業者へ、堆肥購入費の一部を助成します。

美郷ブランド10品目

- ・アスパラガス
- ・キャベツ
- ・トマト
- ・ハウレンソウ
- ・スイカ
- ・エダマメ
- ・キュウリ
- ・ネギ
- ・シイタケ
- ・花き



「美郷ブランドゆうき応援事業」助成区分

区 分	定 価	助成額
15kg袋入れ	420円	130円
15kg袋入れ(ペレット)	840円	260円
軽トラック1台分	2,600円	800円
500kgフレコン	3,150円	1,500円
2tトラック1台分	9,400円	3,000円

※配送料を含まない金額です。

詳しくは、町農政課農業振興班または(株)美郷の大地(堆肥センター)、お近くのJAまでお問い合わせください。

美郷ブランド品目応援事業

出荷販売経費の一部を助成します

「美郷ブランド品目応援事業」助成区分

種 別	対 象 者	助成割合
美郷ブランド品目 応援事業① (販売拡大助成)	4月～10月にJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明書を提出できる方	販売額に応じた助成割合 ・100万円以下は1.0%以内 ・100万超300万円以下は2.0% ・300万円超は3.0%
	11月～3月に冬期栽培作物をJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明書を提出できる方	販売額の3.0%以内
	4月～3月に農畜産加工品をJA、直売所、市場等に出荷し、出荷証明書を提出できる方	
美郷ブランド品目 応援事業② (規模拡大助成)	既作付の美郷ブランド品目の拡大、または、他の美郷ブランド品目の作付に対し、出荷販売経費の一部を助成します	美郷ブランド品目販売額の5.0%以内
美郷ブランド品目 応援事業③ (新規作付助成)	初めて美郷ブランド品目を作付し、販売した農業者等に対し、出荷販売経費の一部を助成します。	美郷ブランド品目の販売額の5.0%以内 (新規作付から3年間)

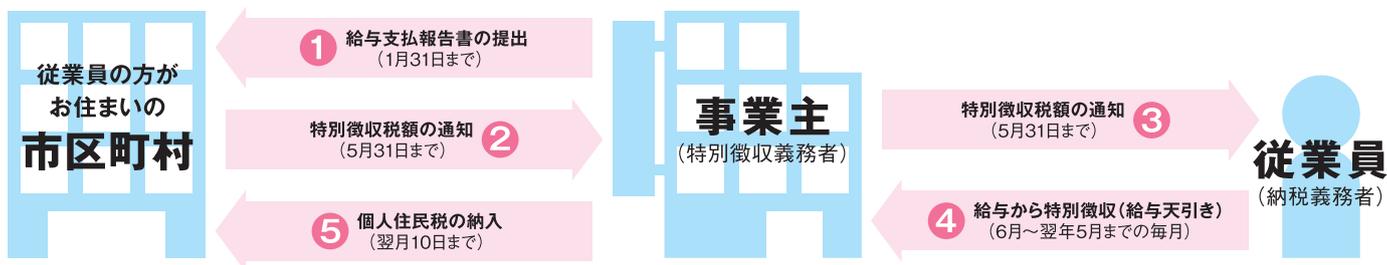
問い合わせ◎町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

事業主の皆さまへ 秋田県内の全市町村は 平成26年度から個人住民税の 特別徴収を一斉実施します

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き取り（給与天引き）して納入する制度です。

給与を支払う事業者は、法人・個人を問わず、全ての従業員について個人住民税を特別徴収により納める義務があります。

特別徴収制度による納税の流れ



主な用語について

個人住民税：市町村民税と県民税を併せた地方税のこと。
特別徴収：給与からの引き取り（給与天引き）により納入する方法です。
 ※市町村から送付される納税通知書で個人が納付する方法を「普通徴収」といいます。
従業員：正社員のほか、短期雇用者、アルバイト、パート、役員の全てを含みます。

個人住民税 特別徴収Q&A

Q どのような場合に特別徴収しなければならないのでしょうか？

A 従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主（給与支払者）は原則として特別徴収をしなければいけません。

Q 従業員は家族だけなので、特別徴収をしなくてもよいのでしょうか？

A 家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は特別徴収しなくても構いません。

Q 特別徴収することで、何かメリットはありますか？

A ①個人住民税の計算は市町村が行います。所得税のように事業主が税額を計算する手間はかかりません。
 ②従業員一人ひとりが金融期間に出向いて納付する手間が省けます。
 ③特別徴収は納期が年12回のため、年4回の普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくて済みます。

Q パートやアルバイトでも特別徴収をしなければならないのでしょうか？

A 原則として、パート、アルバイト、役員等であっても特別徴収をしていただく必要があります。ただし、給与の支給が毎月でない場合など例外もありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ◎町税務課 課税班 ☎0187(84)4902